

令和6年度医療費データ等統計・分析業務委託に係る  
公募型企画競争審査会設置要綱

令和6年2月16日  
事務局長決裁

(設置)

第1条 秋田県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が発注する医療費データ等統計・分析業務の委託業者を選定するに当たり、業者から提案された企画内容の審査等を行うため、医療費データ等統計・分析業務企画競争審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 審査会の委員は次のとおり広域連合職員で構成する。

所属・職名等

事務局長、次長、総務課長、業務課長、総務課長補佐及び業務課長補佐

(委員長)

第3条 審査会に委員長を置き、事務局長をもって、これに充てる。

- 2 委員長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(所管事項)

第4条 審査会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 審査基準及び審査方法に関すること。
- (2) 業者の企画提案の審査及び評価を行い、医療費データ等統計・分析業務の実施に最も適した者を選定すること。

(会議)

第5条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、審査のため必要があると認めるときは、関係者に対して出席を求めてその意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 4 会議における議事の決定は、出席委員の過半数で行い、可否が同数となった場合は、委員長が決するところによるものとする。

(庶務)

第6条 審査会の庶務は、広域連合事務局業務課事業企画班が行う。

(補足)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が委員に諮って定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年2月16日から施行する。